



インターネットで都市計画情報が見られる!



地図上で用途地域などを確認できます。

インターネット上で都市計画情報などを閲覧できる「秋田市まちづくり地図情報システム」の運用を始めました。用途地域や地区計画などを確認することができます。利用は365日、24時間可能! 航空写真も掲載しています。まちづくりの情報源としてご活用ください。

アドレス <http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/keikaku/08gjis/>

問い合わせ 都市計画課tel(866)2152

西部地域市民サービスセンターの愛称を募集



完成予定は平成21年5月

現在、JR新屋駅前に建設中の(仮称)西部地域市民サービスセンターの愛称を募集します。同センターは、支所と公民館の機能に加え、子育て支援や地域防災などの機能を備えた複合施設で、西部地域(新屋、勝平、浜田、豊岩、下浜)における住民自治の拠点として利用されるものです。採用者には記念品を贈呈。ふるってご応募ください。

応募方法

はがき、ファクス、Eメールに、愛称とその意味、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、6月9日(月)まで、〒010-8560秋田市役所地域振興課 tel(866)2037 ファクス(866)2129 Eメール ro-copr@city.akita.akita.jp

市・県民税の納税通知書を6月2日(月)に発送します

平成20年度に納めていただく市・県民税の納税通知書を、6月2日(月)にお送りします。課税明細書で税額などをお確かめください。なお、市・県民税が給与から天引きされるかたの税額通知書は、5月16日(金)に、勤務先へ送付します。ご不明な点は下記へお問い合わせください。



市民税課個人市民税担当tel(866)2055
河辺市民センター税務班tel(882)5171
雄和市民センター税務班tel(886)5540

各種控除の申告を受け付けます

扶養控除、社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除などを申告すると、市・県民税が減額になることがあります。2月～3月に受け付けした平成20年度の市・県民税の申告をまだしていないかたは、下記の受付窓口へどうぞ。すでに確定申告を終えたかた、これから税務署へ確定申告をするかたは、改めて申告する必要はありません。

受付場所 市役所1階の市民税課15番窓口、河辺・雄和市民センター税務班

必要なもの 納税通知書、印鑑、源泉徴収票、健康保険料の領収書、生命保険・地震保険などの控除証明書、医療費の領収書など

平成19年中の所得・課税証明書などを交付します

平成19年中の所得金額などに関する証明書は、市・県民税が給与から天引きされるかたは5月16日(金)から、それ以外のかたは6月2日(月)から、市民税課、土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所で交付します。

証明書を請求する場合は運転免許証や健康保険証など、本人確認ができる書類をお持ちください。代理請求の場合は委任状が必要です。

市民税課庶務担当tel(866)2054

新しい県税制度

「水と緑の森づくり税」ができました

県民共有の財産である森林を健全に守り育て、将来に引き継ぐことを目的に、新しい県税の制度「水と緑の森づくり税」が平成20年度から始まります。県ではこの税を財源として、生育の思わしくないスギ人工林の混交林への誘導、松くい虫被害跡地の健全化、広葉樹林や里山林の保全と再生など、森林環境保全の取り組みを進めます。

税額など

個人のかた 年800円
...「市・県民税」の県民税均等割(現在1,000円)に加算して納めていただきます。

法人のかた 法人県民税均等割額の8割相当額(資本金などの額により、年1,600円～64,000円)
...「法人県民税」の県民税均等割に加算して納めていただきます。

問い合わせ 秋田県水と緑推進課 tel(860)1750